

個人市民税・県民税についてのお知らせ（続き）

2 同居の特別障害者加算の方式変更

同居の扶養親族又は控除対象配偶者に特別障害者（※）がいる人の個人市民税・県民税額を計算する際、扶養控除の額（33万円等）又は配偶者控除の額（33万円等）に23万円加算していたこれまでの方式から、1ページ目の1①に伴い、特別障害者控除の額（30万円）に23万円加算する方式へ変更されます。

※ 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある人をいいます。

【平成23年度分まで】

同居特別障害者加算 + 23万円 (扶養控除等への加算)
扶養控除 33万円 (又は配偶者控除)
+
特別障害者控除 30万円

【平成24年度分から】

年少扶養控除の廃止等 扶養控除の見直し
同居特別障害者加算 + 23万円 (特別障害者控除への加算)
特別障害者控除 30万円

加算の対象を扶養控除等から特別障害者控除に振り替え



詳しくは、税務室市民税担当 TEL：06-6489-6246

軽自動車税 廃車などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車を所有している人等に課税されます。

平成24年3月30日（金）までに譲渡・廃車の手続きをしないと、平成24年度以降も引き続き軽自動車税が課税されます。

※軽自動車税は自動車税（普通車に課される税）のような、月割り制度はありません。4月2日以降に廃車などがあっても1年分課税されますので、ご注意ください。

譲渡・廃車手続きをするところ

- 原動機付自転車（125cc以下の単車）・ミニカー・小型特殊自動車
税務管理担当又は各サービスセンター（税務管理担当 TEL：06-6489-6288）
※ミニカー・小型特殊自動車の譲渡手続きは、税務管理担当のみでの受付
- 3輪・4輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会兵庫事務所（TEL：078-927-3648）
- 軽2輪車・2輪の小型自動車
神戸運輸監理部兵庫陸運部（TEL：050-5540-2066）

詳しくは、税務室税務管理担当 TEL：06-6489-6288

固定資産税・都市計画税について

平成24年度は評価替えの年度につき、納期などが変更となります。

固定資産税・都市計画税の土地と家屋の評価額については、3年間評価額を据え置き、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。この見直しの年度が平成24年度です。

評価替えに伴い、固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送日及び第1期の納期を下記のとおり変更させていただく予定です。お間違えないようご注意ください。

なお、第2期以降の納期について変更はありません。

納税通知書の発送日：平成24年5月1日

第1期納期：平成24年5月1日から平成24年5月31日まで



土地・家屋の評価額などが縦覧できます。

固定資産税（土地・家屋）の納税者は、土地や家屋の評価額などをそれぞれ記載する土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することによって、自分の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較することができます。

縦覧できる方：固定資産税（土地・家屋）の納税者ご本人か、納税者からの委任状をお持ちの方

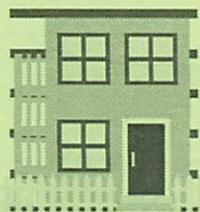
期 間：平成24年4月2日から5月31日まで（※土、日、祝日を除く。）

場 所：市役所南館2階

時 間：午前9時から午後5時30分まで

必要なもの：お持ちの納税通知書（過年度のものでも可）又は固定資産課税台帳登録明細書、運転免許証など身分を証明できるもの、委任状（代理人の場合）

固定資産税のQ&A



Q1. 店舗として使用していた家屋を住宅用に改修したのだけど、土地の固定資産税はどうなりますか？

A1. この場合、住宅用地として認定でき、固定資産税（土地）が減りますが、住宅用地申告書を提出していただく必要があります。

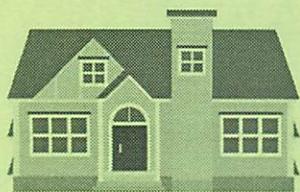
土地及び家屋の利用状況に変更があった場合、翌年1月31日までに申告していただくことになっております。



詳しくは、税務室資産税担当

Tel. 06-6489-6264 から 6266

次ページに続きます



段差もなくして、お風呂や階段・廊下にも手すりが付いて、動きやすくなったね。



Q2. この改修も届出は必要なのかな？

A2. 家から段差をなくしたり、手すりやスロープをつけるような改修をバリアフリー改修といい、一定の要件を満たせば工事完了の翌年度分に限り、固定資産税（家屋）の減額措置が受けられます。

そのためには資産税担当まで申告が必要で、申告期限は改修工事が完了した日から3か月以内ですのでご注意ください。

また、バリアフリー改修のほか、住宅耐震改修や省エネ改修の工事も固定資産税（家屋）の減額措置が受けられる場合があります。詳細は尼崎市ホームページをご覧ください。資産税担当までご連絡ください。



Q3. Aさんが平成23年12月に土地・家屋をBさんに売却し、平成24年2月に移転登記を済ませた場合、平成24年度から税金を納めるのはBさんですね。

A3. いいえ、Aさんです。

土地・家屋に対する課税は、地方税法の規定により1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人をもって、納税義務者とするかたちになっています。したがって、平成24年度の納税義務者はAさんになります。



詳しくは、税務室資産税担当
TEL 06-6489-6264 から 6266